

区民の生命を守るため、莫大な税金を使うスーパー堤防事業は即刻中止し、内水
氾濫対策こそ優先すべきことを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 215 号

受理年月日 平成 26 年 10 月 16 日

付託年月日 平成 26 年 10 月 28 日

陳情者
.
.

陳情原文 平成 26 年 9 月 10 日、東京地方を襲った猛烈な大雨は江戸川区内でも大きな被害をもたらしました。時間雨量は、中央で 94.5 mm、小岩で 85.5 mm、小松川で 85 mm を記録しました。しかし、道路冠水の被害は中央・平井・松江・小松川などとなっており、特に小松川三丁目は時間雨量 55 mm で冠水し、新小岩駅構内も浸水、大きな被害が出ましたが、小岩地域は被害が出ていませんでした。

江戸川区は、異常気象による水害を防ぐとして、江戸川など一級河川でのスーパー堤防化など、外水対策に重点を置いていますが、昭和 33 年以降、区内で起きた水害はすべて内水氾濫です(江戸川区危機管理室)、とっています。

そのような異常な気象状況の中で、区民の生命・財産を守るためには内水氾濫による被害対策こそ急務と考えます。莫大な税金を使い、いつ完成するかも分からないスーパー堤防事業を、しかも「できるところからやる」という区民の安全を顧みない詭弁で、優先順位を無視した行政は改めるべきです。

私たちは、堤高が変わらず、越水も防げず、しかも住民に犠牲を強いるスーパー堤防事業は即刻中止し、喫緊の課題である内水氾濫対策こそ優先すべきと要請します。

つきましては、下記のとおり陳情します。

記

スーパー堤防事業は中止し、急がれる内水氾濫対策の優先を求めます。